

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	療育手帳の交付に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

行橋市の庁内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいすることがない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和7年4月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	療育手帳の交付に関する事務
②事務の概要	福岡県療育手帳制度実施要綱及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき県が交付する療育手帳に関して、申請書の受理、県への進達、交付された手帳の受け渡し、変更・返還届の受付等の事務を行う。 特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①療育手帳申請書、変更届、返還届の受付に関する事務 ②受理した書類の県への進達に関する事務 ③手帳情報確認に関する事務 ④手帳移管業務に必要な各種情報の照会に関する事務
③システムの名称	総合福祉(療育手帳交付)システム
2. 特定個人情報ファイル名	
療育手帳交付システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・行橋市行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第12条1、3号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第59号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 【照会ができる根拠規定】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室
②所属長の役職名	障がい者支援室長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 総務部 総務課総務係 TEL:0930-25-1111(代) 内線1431
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室 障がい者支援係 TEL:0930-25-1111(代) 内線1151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請の際は、本人又は家族に個人番号を申請書に記入してもらい、さらに職員が住民基本台帳での確認を行っている。申請書に記載がない場合は、本人の同意を得て、職員が住民基本台帳にて個人番号の確認を行い、記載する。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市の保管用文書の個人番号の記載は削除し、書面で情報が漏洩することのないようにしている。また、県の判定機関への提出の前には職員が住民基本台帳で個人番号を照会し、誤りがないか確認して進達している。	

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I－3	・番号法第9条第2項 ・利用までに制定する行機市の条例	・番号法第9条第2項 ・行機市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年8月1日	II－1、2	平成27年3月31日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日特定個人情報保護委員会）に定める重要な変更にあたらないため。
令和1年5月1日	IV1	－	基礎項目評価書	事後	
令和1年5月1日	IV2	－	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV3	－	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV4	－	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV5	－	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV6	－	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV7	－	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV8	－	自己点検・内部監査	事後	
令和1年5月1日	IV9	－	十分に行っている	事後	
令和3年8月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報提供	番号法第19条第7号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第2条1、3号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第59号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 【照会ができる根拠規定】 なし	番号法第19条第8号 【提供ができる根拠規定】 別表第二 第16号 内閣府総務省令第7号第2条1、3号 別表第二 第27号 内閣府総務省令第7号第20条2号 別表第二 第28号 内閣府総務省令第7号第21条1、2号 別表第二 第31号 内閣府総務省令第7号第22条1号 別表第二 第54号 内閣府総務省令第7号第28条1号 別表第二 第55号 内閣府総務省令第7号第29条 別表第二 第56の2号 内閣府総務省令第7号第30条 別表第二 第57号 内閣府総務省令第7号第31条1、2、4、5、6号 別表第二 第59号 内閣府総務省令第7号第42条 別表第二 第106号 内閣府総務省令第7号第53条1、2、3号 【照会ができる根拠規定】 なし	事前	番号法改正による号ずれの修正
令和7年3月27日	IVリスク対策8.人手を介在させる作業		・選択肢(2)を記入 ・申請の際は、本人又は家族に個人番号を申請書に記入してもらい、さらに職員が住民基本台帳での確認を行っている。申請書に記載がない場合は、本人の同意を得て、職員が住民基本台帳にて個人番号の確認を行い、記載する。	事前	新様式への対応
令和7年3月27日	IVリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		・選択肢(8)を記入 ・市の保管用文書の個人番号の記載は削除し、裏面で情報漏洩することのないようにしている。また、県の判定機関への提出の前には職員が住民基本台帳で個人番号を照会し、誤りがなければ確認して進捗している。	事前	新様式への対応